

米津だより

西尾警察署 米津交番

令和5年10月号

みんなでつくろう安心の街

～「犯罪にあわない」「犯罪を起こさない」「犯罪を見逃さない」～

◎10月11日から20日までの10日間、「秋の安全なまちづくり県民運動」が行われます。

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさない」「犯罪を見逃さない」の3N（ない）をスローガンにした県民総ぐるみ運動を展開し、県民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の減少を目指しましょう。

安全に安心して暮らせる社会を作るには、「自分の身は自分で守る」「犯罪の起きにくい社会を自分たちの力でつくる」という気持ちが大切です。

この運動を機会に、もう一度、自分の身のまわりの防犯について考え、ご家庭や地域で話し合ってください。



特殊詐欺の被害防止～「すぐに振り込まない」「一人で振り込まない」「必ず誰かに相談する」

【特殊詐欺の被害防止対策】

- ・ 犯人と話をしていないために、電話機を常時留守番電話設定にしておき、相手が誰かを確認してから電話に出る。
- ・ ナンバーディスプレイや被害防止対策機能が付いた電話機等の被害防止機器を使用する。
- ・ 迷惑メール対策機能アプリを活用する。
- ・ 相手の身分を疑う（一度電話を切り、正しい電話番号を調べる。）
- ・ お金を要求するメールやハガキに記載された電話番号には絶対電話をしない。
- ・ 第三者に絶対に現金やキャッシュカードを渡さない。暗証番号を教えない。
- ・ 宅配便、レターパックなどで現金を送らない。（現金を送ることはできません。）
- ・ 万一に備えてキャッシュカードを利用したATMからの振込限度額をあらかじめ引き下げておく。
- ・ 普段から、家族や地域でコミュニケーションを図り「特殊詐欺」の話をする。

